

第 19 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成21年3月13日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

平成21年3月13日（木曜日）

午後1時16分開議

午後1時47分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 与党PT会議の結果報告について
- (2) その他

出席委員（14人）

委員長	西岡勝成
副委員長	前川收
委員	倉重剛
委員	児玉文雄
委員	松村昭
委員	小杉直
委員	早川英明
委員	馬場成志
委員	大西一史
委員	氷室雄一郎
委員	鎌田聡
委員	吉永和世
委員	福島和敏
委員	重村栄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長	村田信一
次長	駒崎照雄
環境政策課長	植木野史貴
環境保全課長	福留清秀
水環境課長	小嶋一誠
首席環境生活審議員兼	
水俣病保健課長	谷崎淳一
環境生活審議員兼	
水俣病審査課課長補佐	中山広海

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐	武田正宣
議事課課長補佐	堀田宗作

午後1時16分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第19回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

議論に入ります前に、先週3月6日に、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの会議に前川副委員長と兵谷副知事が出席されました。後ほど執行部からの説明がありますが、前川副委員長から簡単に御報告をまずお願いをいたしたいと思っております。

○前川收副委員長 それでは、私の方から、法案に対する3月5日のこの特別委員会の議論を踏まえ、与党PTに対して、次のとおり報告と要望をさせていただきました。

1番、まず、県議会が本年1月に与党PTに対して提出した要望書の中で示した分社化の懸念については、今回の与党PTの法案でほぼ解消されたこと、よって、法案については、県議会の議論としてはおおむね諒とすること、ただ、指定地域の解除については、すべての救済が終わり、最終的に出てくることとしては理解できるが、そうであれば、なぜ法案に盛り込むのか理由がわからないという意見があったこと、被害者の救済と分社化を同列に扱わず、法案を別々にして出せないのかという意見があったことを報告いたしました。

また、水俣病問題の最終解決を目指すのであれば、被害者救済が目的であり、分社化は

その手段であることをより明確にするため、これまでの経過や取り組みの総括、被害者の位置づけなどを前文で書き込んでいただきたいという要望を行いました。

以上であります。

○西岡勝成委員長 ありがとうございます。

前回委員会で先生方から御提案いただきました件につきまして、前川副委員長に出席をいただきまして、大方のところを与党P Tの方でも受けとめていただいたものと思っております。

それでは、議題に入りたいと思います。

2月17日の特別委員会以降の水俣病被害者対策に関する状況について、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

説明資料に基づきまして、谷崎水俣病保健課長に御説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。

2月17日に臨時に開催していただきました前回の特別委員会以降の主な経緯について御報告いたします。

2月27日に、兵谷副知事が、新しい救済策に係る一時金支払い支援に伴う国の財政措置を求める要望を関係各省及び与党P Tに対して行いました。

内容につきましては、お手元に別紙で添えさせていただきますしておりますが、そのとおりでございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

それから、3月6日の日に、今委員長の方からお話がありましたが、与党P Tの会議が開催されまして、水俣病被害者救済等特別措置法案(仮称)が了承されました。

それに先んじまして、3月5日の自民党水

俣問題小委員会及び公明党の水俣病問題小委員会が開催されました。水俣病被害者救済等特別措置法案が示されたところでございます。翌日3月6日に、与党P Tの会議で同法案が了承されたところでございます。

本日、その法案が国会に提出されたとお伺いしております。

2番ですが、3月6日に開催されました与党P Tの概要についてでございます。

与党P T後に記者会見の場でまとめられました園田座長の発言の主なものを御報告いたします。

最初の1ポツ目、水俣病被害者救済等特別措置法案について関係者の御了承をいただいたと。今後、それぞれの党内手続を行い、国会へ提出するというところでございました。

それから、2つ目でございますが、公明党と熊本県から、法案が被害者救済を目的とするものであることや水俣病被害者の位置づけなどを明確にするために、先ほども副委員長の方からも御報告ありましたが、前文をつかって書き込んでもらいたいと提案されたので、前文を入れるかどうか、入れるとしたらどんな文案にするか、9日中に与党P Tの主なメンバーで協議することで一任をいただいたと。

その後、括弧書きでございますが、最終案としては、10日の日に、各委員の方に御報告いたしましたように、前文が追加されたところでございます。

3つ目でございますが、地域指定の解除につきましては、先ほど副委員長もありましたが、御意見を言っておられますが、そのことを目的として書いたものではない、それまでの間にやらなければならないこと、括弧書きでございますが、救済措置の実施、認定申請の処分、それから紛争の解決といったものを法案の6条に書いており、それらのことをすべてしないといけない、それらのものをやった上で、最終解決の最後に、プログラ

ムとして地域指定解除となるというふうにおっしゃっております。

それから、4つ目でございますが、今後、民主党とも協議をして、御理解をいただいて、国会を通すように努力しなければいけない。

5つ目ですが、被害者団体とも、法案審議と並行しながら話し合いを進めたい。

以上でございます。

次のページをお願いいたします。

認定業務の状況でございますが、(1)認定申請の状況につきましては、本年の2月28日現在で3,743人の申請をいただいております。12月の当委員会よりも14人ふえております。

それから、(3)認定審査会につきましては、2月17日の当委員会でも御報告いたしましたが、2月15日に認定審査会が開催されまして、最高裁判決以降の認定申請者50人の審査が行われたところでございます。

3ページをお願いいたします。

来年度の水俣病関係予算につきまして、厚生常任委員会等にお諮りして御審議をいただくことといたしておりますが、その主なものを御報告いたします。

(1)の新救済策関係事業ですが、チッソの一時金支払いを支援するための経費として27億円、新たな救済策の実施に係る準備経費等として3億7,500万円余を計上いたしております。

(2)の水俣病総合対策事業でございますが、医療手帳、保健手帳に係る医療費等の支給、それから住民の健康管理を行うための健康診査等の実施に係る経費として44億4,400万円を計上させていただいております。

(3)治療研究事業ですが、水俣病認定申請者に対して、処分が行われるまでの間、医療費等の支給に係る経費として3億9,200万円余を計上いたしております。

(4)水俣病認定審査会の運営に係る経費として2,100万円余を計上いたしております。

(5)水俣病認定検診費、認定申請者に対す

る検診等に係る経費として7,000万円余を計上いたしております。

(6)関係市町が行う慰霊や地域のもやい直し、あるいは福祉対策等への支援に係る経費として6,100万円余を計上いたしております。

(7)胎児性・小児性患者等が、住みなれた地域で安心して暮らせるための支援に係る経費として5,500万円余をそれぞれ計上いたしております。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○大西一史委員 もう質疑というよりは、さっき副委員長からも御報告いただきましたが、与党PTの場で、この法案も、当然我々も完璧だというふうには思っておりませんが、内心じくじたる思いの部分もありますけれども、やはり被害者救済という意味においては、やはり一刻も早くという意味で、とにかくその法案の実質的な審議をしていただきたいということで、その中で、副委員長にも、この委員会でも申し上げたとおり、前文をやはり追加をしていただきたいということを申し上げましたが、あらあらそういう形で追加されたということで一定の評価をしたいと思っておりますし、また、副委員長にも、そういう点をきちんと伝えていただいたということを感じたいというふうに思います。

あとは、代表質問でも、うちの会派の吉田議員の方から要望をさせていただいたとおり、執行部でも、特に知事も意欲を示しておられるようですけれども、やはり与野党間の今後の協議に、きょう法案提出されたということで審議に入っていきますから、その場面場面において、やはり超党派でしっかり被害者救済というのを1番に置いた審議をしてい

ただきますように、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

これは要望させていただいて、私は今回はこういう形で、あとは国会での審議を見守るしかちょっともうないと思っておりますので。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○氷室雄一郎委員 予算案についてですけども、この県の審査会についての予算じゃないかと思うんですが、つけてあるわけがございますけれども、今後、この県の審査会としては、今後の流れといいますか、法案の流れもありましょうけれども、どのような考え方を持っておられますかね。

○村田環境生活部長 2月15日に一応本格的な審査を始めたというふうに聞いております。先生方には、審査の作業は一応始めようということで御理解いただいて、我々も今その作業をやっているところですが、次の回についても今日程を調整させていただいております。ですから、今回の法案提出という形を審査会の先生方がどういうふうに評価されるか、まだお話を十分にいたしておりませんが、御理解を得ながら、今後の審査会の円滑な運営につながるように動いていきたいというふうに思っております。ですから、基本的には、県の立場としては、審査の作業を継続していきたいというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 法案の流れも関係があるというお話でございますけれども、国の臨時審査会というのは、この法案とセットになっておるから全く動きは考えられない、法案の流れの中でしか考えられないと理解してよろしいですか。

○村田環境生活部長 法案に出ている臨時の

臨水審と書いてあるところだと思いますが、これは今、地方公共団体、鹿児島県と熊本県に審査会が設けられております。国の方でも、それを開くことによって認定審査を促進しようということでもありますので、今後、法案の中ででき上がっていけば、申請者御本人が希望すれば、政府でつくった審査会の方に移行できるというふうな手続も今後決められていくようでございますので、それは推移を見守るということになるかと思えます。

基本的にはそこらあたりが法案に規定されて、具体的に審査の委員としての先生方をどう選任されるか、そういう意味ではまだ幾つかの問題は残っていると思えますけれども、理論的には、今これだけ停滞しておるのを国の方でも一緒にやろうという姿勢が今回示されたということだと理解しております。

○西岡勝成委員長 よございますか。ほかに……。

○重村栄委員 前回のこの委員会の意見等を踏まえて、副委員長に上京していただいて、与党PTに私たちの要望、話をさせていただいて、そういったことも相まって前文を入れていただいたということで、法案そのものは非常に中身の濃いものになったんじゃないかというふうに受け取っております。きょう提出をされたということでもありますので、一歩新しい局面に進んでいったのかなというふうに思っておりますが、一方で、民主党さんが、対案かそういったものを出されるというふうな話を新聞報道等で聞いておりますが、その辺の動きがどういうふうになっているのか、執行部として情報をつかんであれば、その辺のこともちょっとお知らせいただければなと。

また、それを踏まえて、与党PT案と。今与党PT案ですが、新しい提出された法案とその民主党さんの考えてある案と、そういつ

たもののすり合わせがこれからどういうふうに進んでいくのか、特別の何か情報をお持ちであればお聞かせいただきたいと思います。

○村田環境生活部長 きょうの時点では、まだ具体的に何についてどうだとかというそこまでの詳しい情報はございません。民主党の動きについては、鎌田先生の方がお詳しいんだと思います。

法案提出に向けた動き、あるいは今後与野党間協議とかいうのが進められていくと思いますので、いわゆる、先ほど大西委員おっしゃいましたように、国会というステージでどのように今後進捗していくのか、そういう意味では、非常な期待感を持って、救済策というものがひとつ形になるような意味で我々も努力していきたいというふうに思っております。

○西岡勝成委員長 よございますか。ほかにございませんか。

○小杉直委員 3ページ、厚生委員会で具体的な議論をされるとは思いますけれども、この21年の主な予算案について、財源の中身は、大体どういう財源の中身になっておりますかね。

○谷崎水俣病保健課長 基本的に細かい部分についてはまた総括させていただきたいと思うんですが、大体これまでの医療費関係につきましても、例えば、(2)の総合対策事業でございますが、医療手帳、保健手帳の医療費の支給、こういった部分につきましても44億円という非常に大きな金額になっておりますが、こういったものは、国8、県2ということの割合で負担をさせていただいているというところがございます。

そのほかのものについても、ほぼ8対2、ないしは5対5という形で負担をさせていた

だしているというところがございます。

○小杉直委員 そうしますと、県の単独予算というのはどの程度に大体なりますかね、持ち出しは。全体、このきょう今上がっている分の。

○谷崎水俣病保健課長 後ほどちょっとお話を。総額で、当課分でございますけれども、水俣病保健課分で大変申しわけございません。51億6,000万円のうち、一般財源としまして17億2,000万円でございます。

○小杉直委員 結構です。

○吉永和世委員 きょう法案が提出されたということで大変うれしく思っておりますけれども、この救済を待っている方々、一日も早い救済というのが大きな願い、また目的だろうというふうに思っていますが、この法案提出を機に、今後蒲島知事が何か動きをされるということはないのか、そこはまだ計画は全然立っていないですか。

○村田環境生活部長 微妙な御質問でお答えづらいところがあるんですが、知事は、御自身の役割として、動くことが役に立つということであれば動くというふうにおっしゃっておりますので、我々としては、その節目節目で動いていただくべくいろいろなことを考えたいと思っております。ちょっと歯切れが悪いですけれども。

○吉永和世委員 できれば、国の方、超党派で採決されるのが一番いいと思いますので、それに向けて、ぜひ県知事の方も行動していただきたいというふうに思います。

要望であります。

○西岡勝成委員長 ほかに、ございませんか。

○鎌田聡委員 与党の法案が出されたということで、民主党も、追って対案を出すということになると思いますけれども、私も一般質問で申し上げましたけれども、あくまでもやっぱり被害者救済につながるように、両法案ともだめになるということじゃいけないと思いますので、できるだけ連携できる部分、協調できる部分はまとめていかなければならないと思いますが、今の時点では非常に越えるべきハードルは大きいかなというふうに思っていますし、1つ気になるのが、やっぱり被害者団体の反応も、若干1団体がちょっと評価できないというふうな判断もされているようですが、現在の与党の法案に対する被害者団体の反応、今までの団体が、たしかこれではというふうな話もされていると思いますけれども、ちょっとこの間の動きの中でのはっきりとした被害者団体の反応、わかれば教えていただきたいと思います。

○谷崎水俣病保健課長 こちらの方で、これはあくまでも新聞報道等の状況等に加味した形での御報告しかできないと思いますが、裁判を続けておられます不知火患者会さん、こちらの方では、団体としては今回の与党の救済策に対しては評価できないということをおっしゃっています。1つは分社化の問題、それと指定解除の話が入っているということで、評価できないという話をされています。

それから、救済策を希望されている団体が、出水の会、それから芦北の会、それから獅子島の会ありますが、出水の会の方につきましては、これまで再三お話しになっていますが、団体加算金というのをお話しになっていますが、これを何とか、前回平成7年のときに出されているものとして、自分たちの団体ももらいたいということでおっしゃっています。これについては、園田先生も、これまでかかった経費につきましてはみるけれども、そう

いった形での団体加算金については厳しい見解を持っておられるようでございます。それから、芦北の会、獅子島の会は、今回の与党PT案に対しては評価をされておられてございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 我々も、やっぱり分社化とのセット、そしてまた地域指定の解除、そしてまた、裁判やられているところもそうだと思いますけれども、提訴権の保障というか、そういったことが今非常に問題になっている部分ですから、私も知事に、熊本県の知事がやっぱり一生懸命動いていただいて、与党に対しても野党に対しても何とかまとめてほしいという動きをぜひやっていただきたいと思いますが、ですから、そういった問題となっている部分をどうクリアさせていくのかということが非常にこれまた、ただ単にお願いお願いだけじゃ通らない部分があると思いますので、そういった部分への今後のそこをうまくまとめていく、その辺の努力もやはり知事の方からも発信をして、ぜひやっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○村田環境生活部長 国会での動きと、それから被害者の皆さん方の思いというものが乖離しては何もならないわけだということを改めて私たち押さえないければならないのかなと思います。そういう意味では、各団体の方々がどういうふうなことを今お考えで、今後どう進展していくのかというのが一番気になるころでありますし、逆に、どちらかという、民主党さんの方でも結構そういう接点もお持ちでございますから、そういう意味では、国会の場でもそういう議論が出るのではないかと思います。

今後、そういう意味では、先ほど入り口論といいますが、入り口論というよりは、最終

解決とか指定解除という終わる話が先に出てしまったんで、そのことに対する反発が相当各団体に根強くあるんじゃないかという危惧を持っております。

あくまでも、今回、先ほど園田座長のお話でありましたように、救済策、あるいは認定審査、それから裁判の解決あたりをやった上での話なんだということを、いわゆるプログラム規程として設けてあるんだということをどのような形で説明がされて、それが理解いただくかと。

多分今後国の方からの説明とかそういうのも予定されていくだろうと思いますので、そこらあたりが、国の方の説明あたりがどういうふうな形で説明がされるのか、その場面がどういうことになるのか、そこらあたり非常に気になるところですけれども、一番なのは、その法案が出たことは確かに私どもうれしいんですが、被害者の皆さん方の御理解をどう得ていくかというのがもう一つの大きな課題だろうと思いますので、そこは与党、それから民主党さんの方にもそれなりに行動、地元としてもかけていかねばならない、また、議会と一緒にやってやらせていただくということが肝要かなというふうに思っております。

○西岡勝成委員長 よございますか。

ほかにないですか。

ないようですので、今それぞれの委員の先生からお話ございましたので、私の方から提案といいますか、意見を申し上げたいんですが、今回与党の法案が国会へ提出されましたが、今後民主党からも独自の法案が提出される予定と聞いております。被害者救済問題が政局に左右されることなく、与野党間で早期に協議が行われ、今国会において党派を超えた議決による救済の実現が必要であります。

このことについて、これまで、被害者救済実現のため、我々全会一致で行動をしてきた

委員各位の思いは同じであると思います。

そこで、県議会として、衆参両院議長に対し、法案の早期成立を求めているかがと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 つきましては……。

○鎌田聡委員 法案のというのは、与党法案のということじゃないんですね。

○西岡勝成委員長 いいえ、両方でございます。

衆参両院議長に対し、法案の早期成立を求めているかがかと考えます。

つきまして、意思表示を県議会の意見書という形で行うかどうかということで、皆さん御賛同いただきましたので、その文案を今からお配りをいたしますので。

(資料配付)

○西岡勝成委員長 事務局。

○事務局

水俣病被害者救済法の早期成立に関する意見書(案)

水俣病は我が国の公害問題の原点と言われる課題であり、昭和31年の公式確認から既に50年を超える長い時間が経過している。この間、熊本県議会は、この問題を熊本県政の最重要課題と位置づけ、被害者の方々の早期救済と水俣病問題の解決を図るため全力で取り組んできた。

特に、平成16年の関西訴訟最高裁判所判決以降、新たに救済を求める方々が急増したことから、熊本県は、政治による新たな救済策の早期実現を要請してきた。

これを受けて、去る3月13日、自民党及び公明党から、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」が国会に提出された。

水俣病被害者を広く救済する措置が法案化

され、国会で審議されるのは初めてのことであり、大変意義深いものがある。この法案では、救済を必要とする方々を「水俣病被害者」として受けとめ、その救済を図ることが目的とされている。このことは、水俣病の長い歴史の中で画期的なことであると考えられる。

一方、民主党におかれても、独自の法案を今国会に提出するため、手続を進めておられると仄聞している。

こうした法律制定の動きにより、地元では一日も早い救済実現を願う被害者の方々の期待が高まっている。最高裁判所判決から4年、公式確認から50年以上が経過し、被害者の方々が高齢化している現実を直視すれば、今国会における被害者救済のための法律の成立が何としても不可欠である。

国会におかれては、これまでに薬害肝炎やハンセン病問題において、被害者の救済を最優先するという大義のもと、党派を超えた立法を実現され、立法府の歴史に輝かしい足跡を残されている。

このことから、熊本県議会としては、水俣病被害者救済問題が政局に左右されることなく、与野党間で早期に協議が行われ、今国会において党派を超えた議決により救済策を実現されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上が意見書(案)でございますけれども、御意見ございますか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 いいですか。それじゃあ文案の修正の意見もありませんので、この形で、本会議議決後、早速衆参両院議長に対して提出したいと思っておりますので、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 じゃ、そのように計らい

たいと思っております。

そのほか何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいたいと思っております。

そのほか何かありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 特にないようですが、今後、国会の動きなども出てきますと、その情勢によりまして、臨時にお集まりいただき、御議論をいただくことがあるかと思っておりますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

一応の区切りでございますので、私もどうなるかわかりませんが、この1年間本当に先生方には熱心な御議論をいただきまして、こうやって与党PTの方では、法案の提出まで来るようになりました。そしてまた、民主党の方も、対案といたしますか、案を今国会に出されるというところまで来ました。これも本当に委員の先生方のそれぞれの御審議いただいた結果だと思っております。ぜひこの上は、与野党で議論されて、これが成案になって一日も早い救済ができますように、皆さんと一緒に私達も願いたいと思っております。

本日は、御苦勞さまでございました。

以上で本委員会を終了させていただきます。

午後1時47分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長